

(平成27~~7~~8年度実施分)

大学機関別認証評価
評価実施手引書

機構評価担当者用

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

(2) 一般教員、支援スタッフ等との面談

大学関係者（責任者）とは異なる立場にあることを前提に、当該対象大学が行う教育研究活動等に参加している立場から、優れた点、改善を要する点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

(3) 現役学生及び卒業（修了）生との面談

現に教育を受けている学生としての立場、また、既に卒業（修了）した社会人等の立場から、当該対象大学における教育研究活動等の状況について、優れた点、改善を要する点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

また、各学生の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想等といった一般的な事項をはじめ、授業や実験・実習、演習等の感想や問題点、学習環境（施設・設備等）等については、学生の満足度を知る上で重要ですので、特に詳しく質問し、活発な発言が得られるように努めます。

(4) 教育現場の視察

授業や実験・実習、演習等の取組が、教育現場では実際にどのように実施されているか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

(5) 学習環境の状況調査

学習環境（図書館、教育研究施設、自主的学習のための~~情報教育関係の~~施設・設備及び学生支援施設等）の状況や安全・防犯面及びバリアフリー化を含め施設・設備の整備状況について、利便性や機能性等、実態はどのようになっているか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。また、必要に応じて、実際にサービスを疑似体験することにより、利便性の調査も行います。

(6) 根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認

- ① 「訪問調査時の確認事項」に対する回答として提出された根拠となる資料・データ等及び、現地においてのみ閲覧が可能な資料等の調査を行います。
- ② 自己評価書とともに提出された根拠となる資料・データ等に関連して、当該資料・データ等をより精度の高いものとするために補完的な資料等を収集します。

3 訪問調査で配慮すべき事項

(1) 評価担当者は、訪問調査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

(2) 訪問調査で面談を行う際には、必要以上に個人のプライバシーには立ち入らないよう十分に注意することとします。また、訪問調査で回答したことが回答者の不利益とならないよう十分に注意することとします。